

論点に対する回答

分野	地方公共団体への公金納付のデジタル化
省庁名	警察庁
<p>放置違反金については、経済界より全国共通の取扱いとすべきとの提言がある（参考資料 7 の 30 頁）。</p> <p>これを踏まえ、公金納付者（国民・民間事業者）・金融機関の公金納付における利便性・効率性を向上させる観点から、地方公共団体の事務効率性向上も踏まえ、下記の論点につき回答されたい。なお、回答にあたっては、以下を踏まえたものとしていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● R5/6/1 規制改革推進会議「ローカルルール見直しに係る基本的考え方」とそれに関する閣議決定（参考資料 2、3） ● 「ローカルルール」の問題に対する「所要の法令上の措置」について、自治事務の観点からの総務省見解など（参考資料 4、5） ● 地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会議事概要における意見交換（参考資料 8） 	
<p>【論点 1】 R5/10/6 実施方針（参考資料 9）記載の立法措置について 「令和 6 年通常国会において、所要の立法措置を講ずることを目指す。」との記載があるところ、貴庁の関係する公金に関する本立法措置の概要をご教示いただきたい。</p>	
<p>【回答 1】</p> <p>放置違反金の収納事務については、道路交通法第 51 条の 16 の規定により、一定の基準を満たす場合に限り、私人に委託することができるとされていたところ、令和 5 年通常国会での地方自治法の一部改正に伴い、地方自治法及び地方自治法施行令に基づく委託が可能とされたことから、当該道路交通法の規定を削ることとした（令和 6 年 4 月 1 日施行）。</p> <p>改正法の施行後は、放置違反金の収納事務に関する道路交通法上の特別の定めは設けられておらず、地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に当たっては道路交通法における立法措置を要しない。</p>	

【論点2】 放置違反金につき、全ての地方公共団体に対し eLTAX を活用して納付可能とすることについて

(1) **【論点2】** の実現に向けた取組として、「全国的に共通の取扱いとして eLTAX を活用した納付を行うことができるよう、地方公共団体に重点的に要請を行うなど、必要な取組を行う」ことの可否如何。また、この取組による **【論点2】** の実現時期如何。この実現時期につき、公金収納開始時期（遅くとも令和8年9月）と同時期とできるか。

(2) **【論点2】** の早期かつ確実な実現に向け、放置違反金につき全地方公共団体に eLTAX による公金収納を義務付けることを法令で規定すること、またその時期を本件の立法措置と合わせ令和6年とすることも考えうるが、これらの可否如何。また費用対効果の観点からの問題点（もしあれば）及び対応策如何。

【回答2】

(1) 公金収納事務の効率化・合理化、公金納付の利便性向上に向けた取組が政府で進められているところ、これまでも、放置違反金納付に関して同様の取組を推進するよう都道府県警察を指導してきたところであり、御指摘の eLTAX を活用した納付については、そういった取組と趣旨を同じくするものであるため、方向性に異論があるものではない。

他方で、仮に eLTAX を活用した放置違反金の納付を可能とする場合には、都道府県警察において整備しているシステム（放置違反金に係る情報を管理するもの）に対して、納付書への地方税統一QRコード等の印刷や納付に係るステータスの自動的な反映が可能となるよう、システムを改修する必要があるところ、システム改修に係る予算措置等の状況は都道府県警察によって異なるため、全ての都道府県警察における実現時期について一概にお答えすることは困難である。

(2) eLTAX を活用した放置違反金収納を法令上義務付ける点については、放置駐車違反取締りが都道府県の自治事務であることや、第3回共通課題対策WG(令和4年11月22日開催)での総務省提出資料の記載(※1)を踏まえると、義務付けに係る規定を整備する時期によらず、慎重な検討を要すると考えている。

(※1) 地方公共団体に「デジタルで完結する仕組み」により事務処理を完結するよう求める場合、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言を超えて、一律に義務付けるのであれば、法律又はこれに基づく政令の根拠が必要であり、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づくシステム標準化の取組との関係性も含め、デジタル庁とも協議の上で、当該事務を所管する府省庁において、具体的な義務付けの根拠を検討することが必要と考える。